



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## B's 事務所通信

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目33

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻 No.159

12  
2022

重要施策

## 新たな総合経済対策を決定 物価高騰・賃上げへの取組などが柱

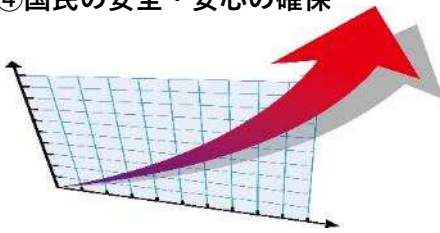
政府は、令和4年10月下旬の臨時閣議で、新たな総合経済対策（物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策）を決定しました。財政支出が約39兆円、事業規模が約72兆円の大型の総合経済対策で、今後、その裏付けとなる令和4年度第2次補正予算が編成されることとなります。そのポイントをチェックおきましょう。

..... 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」のポイント .....

## &lt;全体像&gt;

今回の経済対策は、世界経済の減速リスクを十分視野に入れながら、足下の物価高騰など経済情勢の変化に切れ目なく対応し、新しい資本主義の加速により日本経済を再生することを目的とした、次の4つを柱とする総合的な経済対策です。

- ①物価高騰・賃上げへの取組
- ②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化
- ③「新しい資本主義」の加速
- ④国民の安全・安心の確保



## &lt;特に企業実務との関連が深そうな対策/&gt;

## ③の「新しい資本主義」の加速について&gt;

## 新しい資本主義の「加速」

## 労働市場改革

「年功給→日本に合った職務給中心のシステム」への見直しなど

## 人への投資

人への投資支援パッケージを5年間で1兆円に拡充

賃上げ

労働移動の円滑化

人への投資

3つの課題の  
一体的改革を進め、  
構造的な賃上げを実現

高スキル人材  
を惹きつけ

賃上げ

生産性を向上

## 資産所得倍増プラン

個人金融資産の現預金が投資にも向かい、  
持続的な企業価値向上の恩恵が  
家計に及ぶ好循環を形成する

## 成長分野に大胆な投資

- 科学技術・イノベーション
- スタートアップの起業加速
- GX (グリーン・トランスフォーメーション)
- DX (デジタル・トランスフォーメーション)

★上記の図の内容について、岸田総理が次のように説明しています。

- ▶（構造的な賃上げについて）賃上げ、労働移動、人への投資の一体改革を進めていく。このため、新しい資本主義の第1の柱である人への投資を抜本強化し、5年間で1兆円の大型のパッケージにより、正規化、転職、リスクリング、すなわち成長分野に移動するための学び直しを支援する。
- ▶（資産所得倍増プランについて）同時に、NISA（少額投資非課税制度）、iDeCo（個人型確定拠出年金）を拡充し、資産運用収入の倍増を目指す。

★これらの対策がどのように具体化されるのか？ 動向に注目です。

要確認

## 政府が新型コロナと季節性インフルの同時流行への備えを呼びかけ

政府は、今夏にオーストラリアで新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が発生したことから、わが国でも同時流行についての備えを呼びかけています。

企業・団体に対しては、「同時流行対策リーフレットの周知」及び「医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」について、協力依頼も行われています。

ここでは、「証明書等の取得に対する配慮」の内容を確認しておきましょう。

（次ページへ続く）

## 雇用調整助成金の特例措置が 終了します

### ◆12月以降は通常制度による支給となります

雇用調整助成金の支給上限額引上げや助成率引上げ、提出書類の簡素化等の特例措置が、有効求人倍率の回復等を理由に終了し、令和4年12月以降、通常制度による支給となります。そのため、1日あたり支給上限額は一律8,355円となります。

### ◆特に業績が厳しい事業主に対する経過措置が設けられます

ただし、特に業績が厳しい事業主については、令和5年1月31日まで1日あたり支給上限額を9,000円とする経過措置が設けられます。助成率も、令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合は10分の9（大企業は3分の2）となります。

### ◆令和5年2月以降はどうなる？

原則どおりの扱いとなりますが、クーリング期間制度が適用されずに再度の申請ができたり、申請書類が簡素化されたりする等の措置が、令和4年12月から令和5年3月の間、講じられます。

しかしながら、これまで新型コロナ特例を利用せず、令和4年12月以降新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行うため、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります。

### ◆令和4年12月から新たにコロナを理由として雇用調整助成金を申請する場合の要件緩和

その場合でも、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、支給要件が一部緩和されます。具体的には、計画届の提出が不要とされたり、休業や教育訓練の延べ日数から時間外労働の日数を差し引く残業相殺が行われなかったりするほか、一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象となります。

【厚生労働省「令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置について（予定）」PDF】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001008098.pdf>

【厚生労働省「令和4年12月から新たにコロナを理由として雇用調整助成金等を申請する事業主のみなさまへ」PDF】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

## 令和5年1月から 協会けんぽの様式が変更されます

### ◆令和5年1月から新様式へ

協会けんぽが、令和5年1月以降の各種申請書（届出書）の新様式を公表しています。よりわかりやすく、より記入しやすく、より迅速な給付等を目的に、次のような変更が行われています。

○文字の読み取り精度向上のため、マス目化した記入欄を増加

○記入しやすいように、記述式の部分を選択式に変更

新様式は、協会けんぽのホームページからダウンロードが可能です。協会けんぽ都道府県支部へ郵送を依頼しても入手できます。また、ホームページでは今回の様式変更に関するリーフレットも公表されています。

なお、令和5年1月以降も旧様式を使用することはできますが、この場合は事務処理等に時間を要することがあるとしています。

### ◆変更となる主な様式

変更となる主な申請書（届出書）は以下のとおりです。1月を迎えてからあわてて対応せず済むように、関係する従業員への周知等、今から準備しておくとうれしいですね。

#### 【健康保険給付関係】

- ・傷病手当金支給申請書 ・療養費支給申請書（立替払等）
- ・療養費支給申請書（治療用装具）・限度額適用認定申請書
- ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ・高額療養費支給申請書 ・出産手当金支給申請書
- ・出産育児一時金支給申請書
- ・出産育児一時金内払金支払依頼書
- ・埋葬料（費）支給申請書
- ・特定疾病療養受療証交付申請書

#### 【任意継続関係】

- ・任意継続被保険者資格取得申出書
- ・任意継続被保険者被扶養者（異動）届
- ・任意継続被保険者資格喪失申出書
- ・任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届

#### 【被保険者証等再交付関係】

- ・被保険者証再交付申請書
- ・高齢受給者証再交付申請書

【協会けんぽ「申請書の様式変更について」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat297/>

## 「マイジョブ・カード」の運用が開始されました

10月26日から、ジョブ・カードをオンライン上で作成・更新・管理などができるウェブサイト「マイジョブ・カード」が公開され、運用開始となりました。

ジョブ・カードは、厚生労働省が定めた様々な様式(シート)から構成されていて、労働者個人のキャリア・プランニングの支援や、職務経歴、学歴、職業能力などを証明する求職活動、職業能力開発などの場面で活用できるツールです。また、キャリアコンサルティングなどの相談支援の場面でも用いられ、学生、在職者、求職者などの求職活動やキャリア形成に役立てることができます。

### ◆「マイジョブ・カード」の主な機能

従来のジョブ・カードは紙や電子媒体のみでの作成でしたが、「マイジョブ・カード」は、オンライン上でアカウントを登録し、いつでもどこでも作成・管理ができるようになりました。

また、ハローワークインターネットサービスや民間の就職・転職サイト、job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))との連携ができるようになり、これらのサイトの登録情報の活用や、職業情報やキャリア形成に役立つ情報取得ができるようになりました。

### ◆活用のメリットは？

企業にとってのジョブ・カード活用のメリットは、従業員のキャリア形成支援ができることや、人材定着率の向上を図ることができることなどが挙げられます。従業員にカードを作成させ、キャリアコンサルティングを受けさせることで、目標が明確になりモチベーションの向上につながります。また、ジョブ・カードを活用した職業訓練を行い、一定の要件を満たしていると認められると、助成金を受けることができます(詳しくは厚生労働省「雇用型訓練とは」のサイトを参照)。これにより、ジョブ・カードが学生や求職者、在職者、企業により活用されることが期待されています。

【厚生労働省「マイジョブ・カード」】

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

【厚生労働省「雇用型訓練とは」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000122460.html>

## 中小事業主も月60時間超えの時間外労働割増率が5割以上に

### ◆猶予措置の廃止

令和5年4月1日から、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を「5割以上の率」とする規定が、中小事業主にも適用されることになりました。

もともと、使用者が時間外または休日労働させた場合には、2割5分以上5割以下の率で計算した割増賃金を支払わなければなりませんでしたが、2010年4月1日施行の改正により、月60時間を超えた場合は、5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされていました。

ただし、この改正は中小事業主(労働者の数が300人(小売業については50人、卸売業またはサービス業については100人)以下)である事業主には適用が猶予されていたのですが、令和5年4月1日からは適用されることになりました。

### ◆代替休暇の規定も適用

中小事業主にも月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を5割以上の率とする規定が適用されることに伴い、「代替休暇」の規定も適用されることとなります。

代替休暇とは、1カ月に60時間を超えて時間外労働を行わせた労働者について、労使協定により、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を与えることができるものです。

労使で協定すべき事項としては、月60時間を超えて労働させた時間数に対して、何時間の代替休暇を与えるかという計算方法や、代替休暇の単位(1日または半日)などがあります。

そのほか、制度の導入に際しては、個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思によること、労使協定の締結により代替休暇を実施する場合には、代替休暇に関する事項を「休暇」として就業規則に記載する必要があることにも留意しましょう。





(最初のページより)

.....政府からの協力依頼「医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」.....

同時流行の状況によっては、多くの発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来のひっ迫等を回避するため、医療機関・保健所からの証明書等の取得について、以下のとおり配慮をお願いしたい。

(1) 新型コロナウイルスについて

- ① 従業員等が感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求めるときは、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等で確認いただきたい。
- ② 従業員等が感染し、療養期間が経過した後に改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場等に復帰する場合、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。
- ③ ④ 略

(2) 季節性インフルエンザについて

- ① 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。
- ② 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

★企業・団体に対し政府から協力依頼があった内容について、詳しく知りたいときは、お声掛けください。

税制改正

令和5年1月から国外居住親族に係る扶養控除の要件を改正・確認書類が増えることも

源泉所得税関係の改正により、令和5年1月から、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者に限られることとされます。

- (1) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の者 (2) 年齢 70 歳以上の者
- (3) 年齢 30 歳以上 70 歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
  - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者
  - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

この改正に伴い、社員が国外居住親族に係る扶養控除の適用を受けようとするときに、会社が確認しなければならない書類（確認書類）も増えることがあります。

.....扶養控除に係る確認書類（給与等の受給者について）.....

国外居住親族について扶養控除の適用を受けようとする居住者〔社員〕は、次表のとおり、その国外居住親族の年齢等の区分に応じて、該当する全ての確認書類を給与等の支払者〔会社〕に提出又は提示する必要があります。

		扶養控除等申告書等*の提出時に必要な確認書類	年末調整時に必要な確認書類
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30 歳以上 70 歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38 万円送金書類」
	(上記①~③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

\* 扶養控除等申告書等とは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」をいいます。

★なお、この改正に伴い、令和5年分以降の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載欄の変更なども行われています。詳しい内容については、気軽にお尋ねください。



12/12	● 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2023/1/4	● 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 10 月決算法人の確定申告と納税・2023 年 4 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆あつがき◆ 早いもので年の瀬となりました。弊社では 12 月 29 日より 1 月 4 日を正月休みとさせて頂きます。12 月は平年より暖かいようですが、1 月は極寒の日々となるようです。ブルブル・・・風邪とコロナに気をつけて、楽しいお正月をお迎えください。